

小型船舶の船長には、 原則、すべての乗船者にライフジャケットを 着用させる義務があります!

令和4年2月1日以降、 違反点2点が付されます。

┃ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上 です!船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを 着用しましょう!

海中転落時の牛存率





非着用

着用

ライフジャケットの種類

- ◆国が安全性を確認した証である桜マ 一クがあるライフジャケットを着用して ください*!
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、 すべての小型船舶で使用可能なもの (タイプA) や、水上バイク用などいろ いろなタイプがあります!(右表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される 場合には、乗船する船舶で使用可能な タイプを確認してください!
- ※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)には、着用義務が課されませんが、 安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用が推奨されます!





全ての航行区域に適用

1.加加女王仏に至り、加加快直が必要の加加に木加する物目		
	タイプ	使用可能な船舶
	Α	すべての小型船舶
	D	陸岸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
	F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上バイク等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
	G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上バイク等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細についてはホームページを確認ください

適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。









防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方



できるだけ着用して下さい

違反すると処分あり!

違反した船長には違反点数2点が課され、 再教育講習を受けなければなりません! 5点以上で免許停止の対象となります!

着用する必要がありません



※令和4年2月1日から違反点数の付与開始

国土交通省·水産庁·海上保安庁·警察庁

詳しくはホームページ



^{2.}船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶に乗船する 場合は上記のいずれでもOK